

Q1

衛星活用サービスを利用して現地確認業務が行える旨は、国の指針や実施要領に記載されていますか？

各制度のホームページで掲載の実施要領に明記されています。以下を参照してください。

【多面的機能支払交付金】

多面的機能支払交付金実施要領（令和8年4月1日一部改正）

別記3-1 2 現地確認

【中山間地域等直接支払交付金】

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（令和7年4月1日改正）

（別記7）集落協定及び個別協定の実施状況の確認について

多面的機能支払交付金

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

中山間地域等直接支払制度

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html

Q2

管理する農地の台帳には緯度経度などの位置情報や、農地の形状などの区画情報がないため、衛星画像と照合することが難しいのですが、どのような衛星活用手段がありますか？

自治体において農地の位置・区画情報が未整備の場合は、主に以下の手段が挙げられます。

①民間企業等に農地への位置・区画情報のひも付けを業務委託する

農地の台帳データを提供することで、農地に位置・区画情報を付与する業務を請け負った実績のある企業があります。また、農地の位置・区画情報を有する「水土里情報システム」を運用する土地改良事業団体連合会へご相談いただく方法も考えられます。

②eMAFF農地ナビで位置・区画情報を確認する

「eMAFF農地ナビ」(<https://map.maff.go.jp/>)は、どなたでも無料で農地情報を見ることが可能で、衛星画像などの上に農地の所在場所と農地の形状を重ねて表示し、各農地に関する公表情報（地目・面積など）を確認することができます。また、農地ピン・農地ポリゴンデータ※1をダウンロードして活用することも可能です。

※1 eMAFF農地ナビで公開されている農地ポリゴンが少ない場合、農業委員会から、eMAFF地図または農業委員会サポートシステムのヘルプデスクにお問い合わせいただくと、より多くの情報を取得できる場合があります。

※ eMAFF農地ナビに掲載している衛星画像は、天候の影響等により、必ずしも毎年最新の画像に更新されるものではありません。

③自治体で保有する区画情報（地番図データ等）を活用する

GISソフトを導入している自治体では、地籍図などから自治体職員にて農地の情報をひも付けているケースもあります。

（参考情報）

その他にも農林水産省では、自治体職員の方が農地に位置・区画情報を付与するための方法やツール、業務委託できる企業の情報を順次公開しています。<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/map.html>

また、農地の台帳に位置・区画情報がなくても、手軽に衛星画像を活用できる手法として、eMAFF農地ナビやGoogleマップ、Google Earth（衛星画像の撮影日が確認できるほか、過去の衛星画像も参照可能）を活用する方法もあります。

Q3 衛星活用サービスを導入することで、現地見回りしない運用にできますか？

衛星解析できない農地や、衛星解析後、遊休農地や転用の可能性があると判定された農地は、現地見回りする必要が出るため、一切現地見回りしない運用は難しいと考えられます。

衛星活用の主な目的は全農地を判定することではなく、「現地見回りを行う農地を絞り込む」ことにあります。

以下のようなケースで衛星での判定が難しく、現地見回りが必要となる傾向があります。

- ・ 狭小な農地
- ・ 果樹園や茶畑など、衛星画像で判別がつきにくい農地
- ・ 田の畦畔等の有無

こうした「衛星解析が難しい農地」や「衛星解析で遊休農地や転用の疑いがある農地」を現地見回りの対象とし、それ以外の農地の現地見回りを省略することで、業務全体の効率化を進めることを推奨します。

また、現地見回りを省略する場合も、現地見回りが不要と判断した理由を明確に示すとともに、活動組織と事前によく調整し、合意を得ることが重要です。

Q4 「民間の衛星活用サービスが、現地確認の手段として適切なのか」と指摘を受けるのではと心配です。

多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金共に、実施要領に衛星画像を活用してよいことが明記されています（Q1参照）。

精度検証のために、衛星活用サービスで「現地見回り不要」と判定された筆も数%現地見回りしている自治体があります。精度検証については、衛星活用サービス提供の事業者にもご相談ください。

また、農林水産省では「衛星を活用した現地調査マニュアル」を公開しています。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/eisei/eisei.html

本マニュアルに沿った業務を民間企業に委託する事例を、本冊子の4ページで紹介していますので、ご参考にしてください。

Q5 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の現地確認では、対象農用地のうち田は、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地かが確認項目としてあります。衛星画像の活用で畦畔等の確認が可能でしょうか？

衛星活用サービスの提供事業者に衛星解析を委託し、農地が田かどうかを判定している自治体があります。

衛星解析では田の畦畔やかんがい機能の有無を直接判定するのは難しいことが多いため、「水稻が作付けされている＝畦畔とかんがい機能を有している」、「水張りがされている＝畦畔とかんがい機能を有している」とみなし、田と判定しているケースが多いです。

お問い合わせ窓口

本パンフレットや交付金制度に関するお問い合わせについては、
最寄りの地方農政局等にご相談ください。

多面的機能支払交付金の制度に関するお問い合わせはこちら

北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係	011-231-4111 (内線27-862)
東北農政局農村振興部農地整備課	022-263-1111 (内線4491/4349)
関東農政局農村振興部農地整備課	048-600-0600 (内線3534)
北陸農政局農村振興部農地整備課	076-263-2161 (内線3454)
東海農政局農村振興部農地整備課	052-223-4638
近畿農政局農村振興部農地整備課	075-451-9161 (内線2562)
中国四国農政局農村振興部農地整備課	086-224-4511 (内線2676)
九州農政局農村振興部農地整備課	096-211-9111 (内線4779)
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	098-866-0031 (内線83348)

中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせはこちら

東北農政局農村振興部農村計画課	022-263-1111 (内線4185)
関東農政局農村振興部農村計画課	048-600-0600 (内線3411)
北陸農政局農村振興部農村計画課	076-263-2161 (内線3436)
東海農政局農村振興部農村計画課	052-223-4629
近畿農政局農村振興部農村計画課	075-451-9161 (内線2440)
中国四国農政局農村振興部農村計画課	086-224-4511 (内線2532)
九州農政局農村振興部農村計画課	096-211-9111 (内線4626)
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	098-866-0031 (内線83353)
農林水産省農村振興局地域振興課（北海道）	03-3501-8359 (直通)

現地確認業務への衛星画像活用に関するお問い合わせはこちら

▼eMAFF地図や衛星技術に関するお問い合わせ

農林水産省 大臣官房 デジタル戦略グループ	03-3502-5632
-----------------------	--------------

▼多面的機能支払交付金制度における衛星画像活用に関するお問い合わせ

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室	03-6744-2447
----------------------------------	--------------

▼中山間地域等直接支払交付金制度における衛星画像活用に関するお問い合わせ

農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室	03-3501-8359
--	--------------